清須市成年後見支援センター支援検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、清須市成年後見支援センター(以下「センター」という。)が適切な権利擁護支援に向けた協議を行うために設置する、清須市成年後見支援センター支援検討会議 (以下「支援検討会議」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 支援検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 成年後見制度の適否、他制度活用についての協議
 - (2) 後見人等候補者の選考及び受任調整に関する協議
 - (3) チーム支援を含む個別ケースの支援方針に関する協議
 - (4) 後見人等の活動支援に関する協議
 - (5) その他、適切な権利擁護支援に向けての必要な協議

(構成)

第3条 支援検討会議は、次に掲げる者で社会福祉法人清須市社会福祉協議会(以下 「清須市社協」という。)の会長(以下「清須市社協会長」という。)が委嘱又は任命する委員で組織する。

- (1) 司法関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 関係行政職員
- (5) 地域包括支援センター職員
- (6) 基幹相談支援センター職員
- (7) 日常生活自立支援事業担当職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、清須市社協会長が適当と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第4条 支援検討会議に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、支援検討会議を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

- 第5条 会長は、次の者をオブザーバーとして協議会に出席させることができる。
 - (1) 名古屋家庭裁判所の職員
 - (2) 会長が適当であるとして指名した者

(支援検討会議の開催)

- 第6条 支援検討会議は会長が招集し、会長が議長を務める。
- 2 支援検討会議の議事で議決を要するものは、委員定数の半数以上が出席した会議において出席委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 緊急に対応する必要があるなど、次に開催される支援検討会議における決定を待つことができないことにやむを得ない事情があるときは、必要な決定を会長に付託することができる。なお、この場合、その後最初に開催される支援検討会議において承認を得ることとする。

(委員の守秘義務)

第7条 委員、オブザーバーその他支援検討会議に出席した者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報酬)

第8条 委員に対して別表に定める額の報償費を支払う。なお、オブザーバー及び第6条第3項により出席した者については、事務局において別途協議する。

(事務局)

第 9 条 支援検討会議の事務局をセンターに置く。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は清須市社協会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月16日から施行し、平成5年6月1日から適用する。

別表 (第8条関係)

委員等	金額
第3条1項第1号から第3号及び第8号の委員	日額 5,000円